

交通指導取締り指針

★ 秋田東警察署の交通指導取締り重点

重点路線	重点地区	取締り重点
秋田駅東口周辺市道	秋田市東通地内	横断歩行者妨害違反
市道	秋田市桜、広面地内	一時不停止違反
県道秋田八郎潟線	旭川、濁川地内	交差点関連違反

※ 重点路線・区間以外であっても取締りを行います。

★ 過去5年12月における管内の人身交通事故状況



過去5年の12月における人身交通事故は、**55件**発生しています。

人身交通事故は旭川付近の○の範囲で、多く発生しています。

事故原因を分析すると、交差点等において安全確認が不十分であったものが、約**6割**を占めています。

★ ~歩行者を交通事故から守るために~

- 横断歩道や交差点で歩行者がいる際は一時停止、歩行者ファーストでお願いします。
- 信号機のない交差点では、歩行者や自転車利用者が通行してきます。確実な一時停止により、左右の安全確認をお願いします。
- 運転中の携帯電話の使用は、重大事故に直結します。絶対にやめましょう。
- 後部座席を含めた全座席でのシートベルトの着用をお願いします。